

### (1) 景観計画とは

我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、平成 16 年 6 月に「景観法」が定められました。

これにより、地域の特性に応じた景観づくりが法に基づき可能となり、住民に身近な県や市町村などの自治体が、法的に位置づけられた「景観行政団体」となって主体的な役割を果たすことができるようになりました。

「景観計画」は、この「景観法」を根拠としたもので、景観づくりを進める上での基本となる総合的な計画です。

景観計画では、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定めることができます。

岩手県においては、全国的にも早い時期から景観行政の取り組みが進められており、平成 22 年 10 月には景観法に基づく計画として「岩手県景観計画」を策定し、岩手県の全域を景観計画区域（中核市である盛岡市及び景観法第 7 条第 1 項ただし書の規定により景観行政団体となった市町村の区域を除く。）として、良好な景観の形成を推進してきました。

釜石市の景観形成は、これまで景観行政団体である岩手県の計画の下で進められてきましたが、より地域特性に応じたきめ細やかなものとするため、岩手県との協議を経て平成 25 年 1 月に景観法に基づく景観行政団体となり、景観計画を策定することとしました。

### (2) 釜石市景観計画の位置づけ

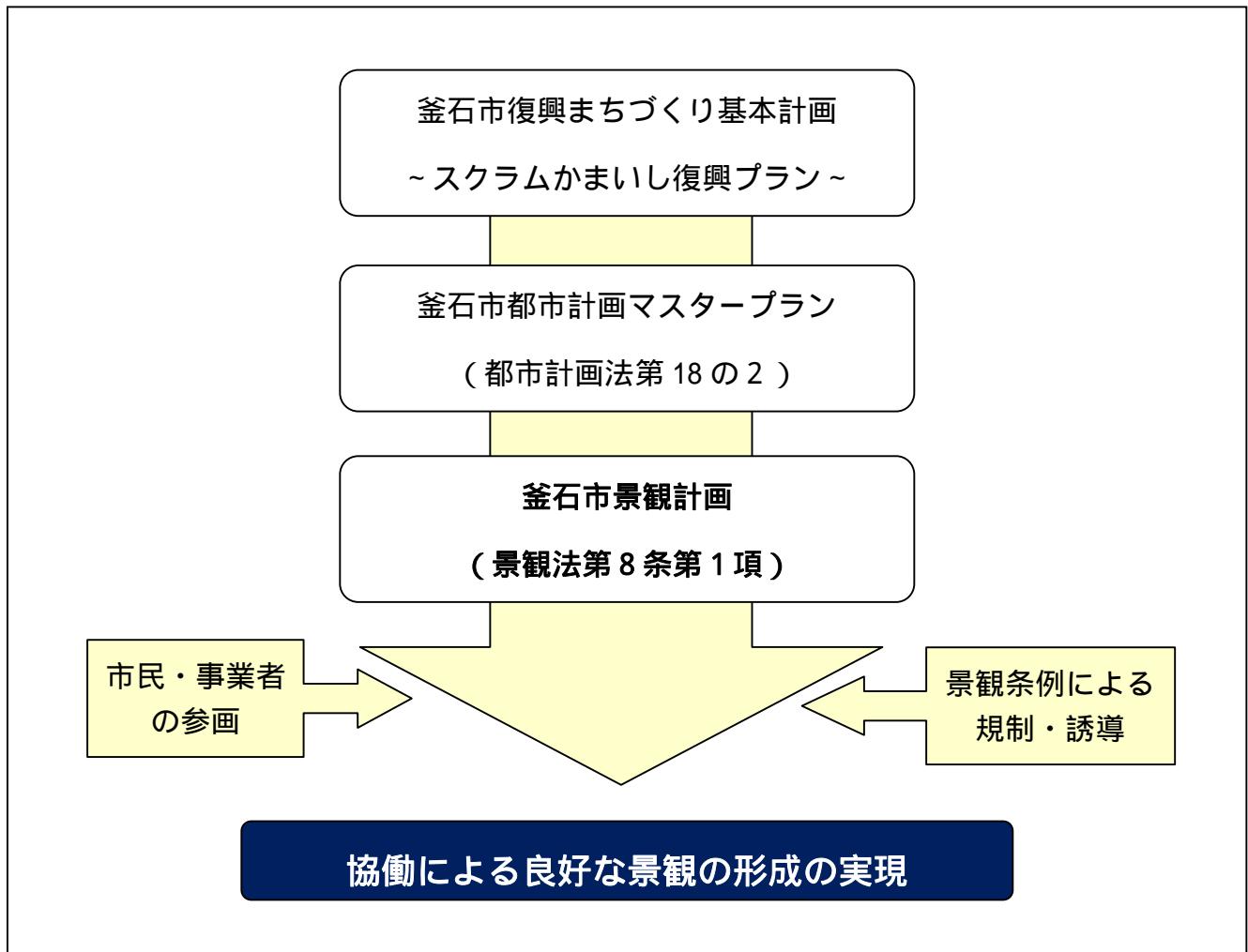
釜石市景観計画(以下、「景観計画」という。)は、当市の復興まちづくりの計画である「釜石市復興まちづくり基本計画～スクラムかまいし復興プラン～（平成 23 年 12 月）」及び「釜石市都市計画マスターplan（平成 14 年 11 月）」との整合を図りながら、景観の特性や課題を明らかにし、当市の良好な景観の実現に向けた考え方や、その方向を定めた「景観部門のマスタープラン」として策定したものです。

景観計画は、当市の良好な景観づくりを進めるため、各行政分野が進める施策・事業や市民・事業者が行う土地利用や建築行為などに景観的な配慮を求めるものとなっています。

しかしながら、道路の安全性やバリアフリー、海岸の津波防災や河川の治水安全性など、それぞれの施設が本来持つべき機能は、当然に優先されるものであり、景観計画に定める方針や基準は、これら機能を備えた上で、建築物や構造物などが創り出す空間の質の向上を求めるものであることから、景観づくりに当たっては、他の部門別計画などとの整合や調整のもとで取り組みを進めるものとします。

また、隣接市町にわたる地形や自然、眺望の保全など、景観形成が重要な地域における施策等については、継続的、安定的に実施される必要があり、隣接する市町村の施策の内容や目的を十分配慮し、その上で、地域特性に応じた独自の取組を進めることとします。

## <釜石市景観計画の位置づけ>



### (3) 復旧・復興の取り組みと優先的な景観づくり

平成 23 年 3 月 11 日に発災した東日本大震災からの復旧・復興に向け、現在、市民を挙げて取り組みが進められていますが、まちの再建を進めるに当たっては、速やかな対応を図りつつ、単に機能面だけでなく景観にも配慮したまちづくりを進めが必要です。

また、良好な景観は、一度失われると回復するのが非常に困難なものであることを念頭に、計画の策定にあたっては、これまでの地域固有の文化である景観を「保全」するだけでなく、景観の価値の再発見や改善を通じて「新たな価値を創出」し、地域の活性化や震災からの復興のために「資源として活用」しようとする方向に軸足を移すことが必要と考えています。

特に、橋野町青ノ木地区の橋野鉄鉱山（橋野高炉跡及び関連遺跡）とその周辺には、日本近代製鉄黎明の記憶が、今も色濃く残る産業遺跡が現存しており、世界に誇れる歴史的な文化的景観と評価されています。この年月を経て育まれてきた景観を保全し、さらに良好な景観と潤いのある地域の形成を図り、市民の方々と共に後世に伝えていくため、外部からの無秩序な開発などの予期せぬ事態に備えるために早急な手当てが必要です。こうした新たな取り組みにより、卓越した歴史的景観と地域の良好な景観が保全され、世界遺産登録に向けた動きに寄与するとともに、地域の発展に資するものと考えています。

なお、良好な景観は、継続的、長期的な取組によって保全され、創出されるものです。このため、市の景観計画の策定にあたっては、これまで適用されていた県の景観計画が広域的な指針としての役割も持つものであることから、これに準じたものとし、今後、社会経済情勢の変化により計画に定める方針や施策等の見直しが必要な場合には、釜石市景観形成推進委員会等の意見や市民意識等の動向を踏まえながら適切な措置を講ずることとします。



釜石東部地区（かまいしどうぶちく）



橋野高炉跡三番高炉（はしのこうろあとさんばんこうろ）

#### (4) 本計画の構成

景観計画は、次に示す項目によって構成しています。

<b>1 景観計画の基本事項</b> 「景観計画」策定の背景を示します。 「釜石市景観計画」の位置づけを示します。	<b>2 釜石市の景観特性</b> 釜石市の景観特性(守るべき景観と改善が必要な景観)をまとめます。
<b>3 景観計画の区域(景観法第8条第2項第1号)</b> 景観法第8条第2項第1号の規定に基づき景観計画の区域を定めます。 歴史的・文化的価値の高い橋野町青ノ木地区を「特定景観地域」として定めています。	
<b>4 目指すべき社会像と基本理念</b> 景観形成によって目指すべき社会像を示します。 景観形成の基本理念を定めます。	
<b>5 良好的な景観の形成に関する方針(景観法第8条第3項)</b> 景観法第8条第3項に基づき、目指すべき社会像と基本理念を踏まえつつ、基本的な方向性を定めます。 地域の特性に合った地域別の目標像を定めます。	
<b>6 良好的な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観法第8条第2項第2号)</b> 届出の対象となる行為を定めます。 良好的な景観形成のための行為の制限(景観形成基準)を定めます。 景観重要建造物と景観重要樹木の指定の方針を示します。	
<b>7 良好的な景観形成のための推進方針</b> 市民・事業者・行政の役割分担を示します。 良好な景観形成を推進するための取り組み方針を示します。	